

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都千代田区麴町三丁目3番地4

(名 称) 株式会社ディー・エル・イー

(法人番号 6010001084845)

上記被審人に対する平成30年度(判)第28号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1億3540万円
- (2) 課徴金の納付期限 2019年6月19日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成31年4月18日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都千代田区麹町三丁目3番地4に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、映像（TVアニメ等）の企画・制作事業において、売上の過大計上等や、映像の製作委員会に対する当社からの出資金に係る減損損失の不計上等、不適正な処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

(1) 下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	主な事由
1	平成26年5月15日	第13期第3四半期（平成26年1月1日～平成26年3月31日）に係る四半期報告書	平成25年7月1日～平成26年3月31日の第3四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が203百万円であるところを270百万円と記載	・売上の過大計上
2	平成26年9月26日	第13期（平成25年7月1日～平成26年6月30日）に係る有価証券報告書	平成25年7月1日～平成26年6月30日の会計期間	損益計算書	当期純利益が165百万円であるところを308百万円と記載	・売上の過大計上

3	平成 26 年 11 月 14 日	第 14 期第 1 四半 期（平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 1 四 半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 1,101 百万円で あるところを 1,399 百万円と 記載	・売上の過大計 上
			平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 1 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲114 百万円で あるところを▲ 11 百万円と記載	
4	平成 27 年 2 月 13 日	第 14 期第 2 四半 期（平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の第 2 四 半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 1,142 百万円で あるところを 1,481 百万円と 記載	・売上の過大計 上
			平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の第 2 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲73 百万円であ るところを 69 百 万円と記載	
5	平成 27 年 5 月 15 日	第 14 期第 3 四半 期（平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の第 3 四 半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 1,111 百万円で あるところを 1,580 百万円と 記載	・売上の過大計 上
			平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の第 3 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲108 百万円で あるところを 164 百万円と記 載	

6	平成 27 年 9 月 15 日	第 14 期（平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日）に係る有価証券報告書	平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日の会計期間	貸借対照表	純資産額が 962 百万円であるところを 1,637 百万円と記載	・売上の過大計上 ・出資金に係る減損損失の不計上
				損益計算書	当期純利益が▲259 百万円であるところを 220 百万円と記載	
7	平成 27 年 11 月 13 日	第 15 期第 1 四半期（平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 843 百万円であるところを 1,666 百万円と記載	・売上の過大計上 ・出資金等に係る減損損失の不計上
			平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲132 百万円であるところを 15 百万円と記載	
8	平成 28 年 2 月 5 日	第 15 期第 2 四半期（平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 587 百万円であるところを 1,732 百万円と記載	・売上の過大計上 ・出資金に係る減損損失の不計上
			平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲389 百万円であるところを 80 百万円と記載	

9	平成 28 年 5 月 13 日	第 15 期第 3 四半 期（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 504 百万円であ るところを 1,769 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・出資金に係る 減損損失の不 計上
			平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が▲473 百 万円であるところ を 116 百万円 と記載	
10	平成 28 年 9 月 12 日	第 15 期（平成 27 年 7 月 1 日～平 成 28 年 6 月 30 日）に係る有価証 券報告書	平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 372 百万円であ るところを 1,806 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・出資金に係る 減損損失の不 計上
				連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する当期純利 益が▲615 百万 円であるところ を 142 百万円と 記載	
11	平成 28 年 11 月 14 日	第 16 期第 1 四半 期（平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 492 百万円であ るところを 2,001 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・出資金に係る 減損損失の不 計上
			平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日の第 1 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が▲100 百 万円であるところ を 58 百万円と 記載	

12	平成 29 年 2 月 14 日	第 16 期第 2 四半 期（平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,723 百万円で あるところを 3,264 百万円と 記載	・売上の過大計 上
			平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の第 2 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が▲324 百 万円であるところ を▲132 百万 円と記載	・出資金に係る 減損損失の不 計上
13	平成 29 年 5 月 15 日	第 16 期第 3 四半 期（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,427 百万円で あるところを 2,169 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・出資金に係る 減損損失の過 小計上
14	平成 29 年 9 月 25 日	第 16 期（平成 28 年 7 月 1 日～平 成 29 年 6 月 30 日）に係る有価証 券報告書	平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,430 百万円で あるところを 1,889 百万円と 記載	・売上の過大計 上
15	平成 29 年 11 月 14 日	第 17 期第 1 四半 期（平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,517 百万円で あるところを 2,011 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・出資金に係る 減損損失の不 計上
16	平成 30 年 2 月 13 日	第 17 期第 2 四半 期（平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,521 百万円で あるところを 2,018 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・出資金に係る 減損損失の不 計上

17	平成 30 年 5 月 15 日	第 17 期第 3 四半 期（平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,634 百万円で あるところを 2,254 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・出資金に係る 減損損失の不 計上
			平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が▲117 百 万円であるところ を 39 百万円と 記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

(2)

- ① また、被審人は、平成 26 年 2 月 20 日、重要な事項につき虚偽の記載がある財務諸表を記載した有価証券届出書（株券の募集）を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成 26 年 3 月 25 日、800,000 株の株券を 714,000,000 円で取得させ、
- ② 平成 28 年 11 月 11 日、上記(1)の表に掲げる重要な事項につき虚偽の記載がある第 15 期（平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日）に係る有価証券報告書を参照情報とする有価証券届出書（新株予約権証券の募集）を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成 28 年 11 月 29 日、25,340 個の新株予約権証券を 1,628,348,400 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させたものである。

2 法令の適用

上記 1 の(1)の表に掲げる事実につき

番号 1

法第 172 条の 4 第 2 項前段、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 2

法第 172 条の 4 第 1 項本文、第 24 条第 1 項

番号1及び同2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号3、同4及び同5

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号6

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号3、同4、同5及び同6は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号7、同8及び同9

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号10

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号7、同8、同9及び同10は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号11、同12及び同13

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号14

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号11、同12、同13及び同14は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号15、同16及び同17

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号15、同16及び同17は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

上記1の(2)の①に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項

上記1の(2)の②に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第4項、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1の(1)の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第13期事業年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）第3四半期（平成26年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第13期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第13期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号1及び同2において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第13期第3四半期報告書	654,027円
第13期有価証券報告書	1,313,616円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第13期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第13期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第13期第3四半期報告書及び第13期有価証券報告書が、いず

れも被審人の同一の事業年度(第13期事業年度)に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第13期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

第13期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 4,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号3、同4、同5及び同6

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第14期事業年度(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)第1四半期(平成26年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第14期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期(平成26年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第14期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(平成27年1月1日から同年3月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第14期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第14期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下、番号3、同4、同5及び同6において「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第14期第1四半期報告書	1,052,448円
第14期第2四半期報告書	800,189円
第14期第3四半期報告書	721,343円
第14期有価証券報告書	873,511円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第14期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第14期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第14期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第14期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第14期第1四半期報告書、第14期第2四半期報告書、第14期第3四半期報告書及び第14期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第14期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第14期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{ 円}$$

第14期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{ 円}$$

第14期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{ 円}$$

第14期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号7、同8、同9及び同10

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第15期事業年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）第1四半期（平成27年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第15期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成27年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第15期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成28年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第15期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第15期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号7、同8、同9及び同10において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

（	第15期第1四半期報告書	817,834円	）
	第15期第2四半期報告書	640,428円	
	第15期第3四半期報告書	848,130円	
	第15期有価証券報告書	853,831円	）

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第15期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第15期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第15期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第15期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第15期第1四半期報告書、第15期第2四半期報告書、第15期第3四半期報告書及び第15期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第15期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第15期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第15期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第15期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第15期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{円}$$

となる。

番号11、同12、同13及び同14

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第16期事業年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）第1四半期（平成28年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第16期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成28年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第16期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成29年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第16期第3四半期報告書」という。）及び同

事業年度に係る有価証券報告書（以下「第16期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号11、同12、同13及び同14において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第16期第1四半期報告書	777,926円
第16期第2四半期報告書	691,860円
第16期第3四半期報告書	794,120円
第16期有価証券報告書	723,678円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第16期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第16期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第16期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第16期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第16期第1四半期報告書、第16期第2四半期報告書、第16期第3四半期報告書及び第16期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第16期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第16期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第16期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第16期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第16期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{円}$$

となる。

番号15、同16及び同17

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第17期事業年度（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）第1四半期（平成29年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第17期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成29年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第17期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期（平成30年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第17期第3四半期報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号15、同16及び同17において、「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第17期第1四半期報告書	607,146円
第17期第2四半期報告書	564,774円
第17期第3四半期報告書	544,641円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第17期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第17期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第17期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第17期第1四半期報告書、第17期第2四半期報告書及び第17期第3四半期報告書が、いずれも第17期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第17期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{円}$$

第17期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{円}$$

第17期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{円}$$

となる。

上記1の(2)の①に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の平成26年2月20日提出の有価証券届出書（株券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券の発行価額の総額
714,000,000円の100分の4.5に相当する額
32,130,000円

となる。

上記1の(2)の②に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の平成28年11月11日提出の有価証券届出書（新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権証券の発行
価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む）

1,628,348,400円の100分の4.5に相当する額（73,275,678円）

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

73,270,000円

となる。